落札者決定基準
（令和８年度路面下空洞調査業務委託）

1. 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、大東市（以下「本市」という。）にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する令和8年度路面下空洞調査業務委託総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて審査を行う。

2. 落札者決定の手順

（1）参加資格審査

本市は、入札参加者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、実施要領に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は、入札参加者としての資格がないものとして失格とする。

なお、入札参加者が1者であった場合も、この落札者決定基準に基づき審査を行う。

（2）技術提案審査

本市は、入札参加者から提出された技術提案書について、採否に関する審査を行う。技術提案及び採否の審査に関する詳細は本事業にかかる「令和8年度路面下空洞調査業務委託総合評価落札方式実施要領」の「技術提案書等作成要領」による。

（3）入札書類審査

① 提出書類審査

ア　入札参加資格確認の審査

本市は、【様式1】入札参加資格確認申請書に記載された内容が、「総合評価落札方式実施要領」の9.（1）提出書類の留意事項に示す項目を満たしていることを確認する。

イ　価格評価点の審査

入札価格について、下記3.（1）に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

ウ　技術評価点の審査

【別添】提案評価表に基づき提案内容を評価し、「技術評価点」を与える。

② 開札

本市は、入札書に記載された入札価格が、失格基準価格と予定価格の範囲内であることを確認するとともに、当該金額から算出される入札価格に関する事項の得点を審査委員会に報告する。なお、「総合評価落札方式実施要領」2.（6）の入札価格が予定価格を超えている入札は失格とする。

③ 落札者の選定

審査委員会は、入札価格と提案内容の加点審査の合計である総合評価値が最も高い者を落札者として選定する。また、入札参加者が1者であった場合も、失格要件に該当しない限り、審査委員会での協議を経て落札者として選定する。

④ 総合評価点数が最も高い者が複数ある場合の対応

ア　総合評価点が最も高い者（同点）でそれぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合、技術評価点が高い者を落札者とする。

イ　総合評価点が最も高い者（同点）でそれぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合「特定テーマ１　空洞発見率の実績」の評価得点が高い者を落札者とする。

ウ　総合評価点が最も高い者（同点）でそれぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じかつ、「特定テーマ １　空洞発見率の実績」の評価得点が同じ場合、「特定テーマ １　空洞的中率の実績」の評価得点の高い者を落札者とする。

エ　以上からアからウで落札者を決定できない場合
当該入札参加者立会のもと、くじ引きを行い、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

⑤ 落札者の決定

本市は、審査委員会における落札者の選定結果をもとに落札者を決定する。

3．評価点の考え方

(1)総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

総合評価点 （200 点満点）	＝	価格評価点 （60 点満点）	＋	技術評価点 （140 点満点）

(2)有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出にあたっては、小数点以下 2 桁までを有効とし、小数点以下 3 桁目で四捨五入する。

4．価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

価格評価点　＝　60 点　×（　最低入札価格　÷　入札価格　）

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わ

ない)ものとする。

また、下記 6.の事項に該当する者は、価格評価点の審査を行わないものとする。

5．技術評価点の算出方法

技術評価点は、入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、【別添】提案評価表により算出する。

(1)技術評価点に係る得点

技術評価点に係る得点については、委員会の各委員の評価点をもとに、評価項目ごとに平均値を算出(小数点以下２桁までを有効とし、小数点以下３桁目で四捨五入する)し、それらを合計したものとする。

(2)技術評価点における最低点

(1)の技術評価点が 70 点未満の場合は、失格とする。

6．失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1)提出書類に不足又は不備がある場合
(2)提出書類に虚偽の記載があった場合
(3)技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
(4)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
(5)技術評価点が、前記 5.(2)における基準点を満たさない場合
(6)上記以外に、契約約款に違反した場合

【別添】

提案評価表

評価項目		評価基準	配点	合計配点	評価点
配置予定管理技術者の技術力及び業務実績	資格	配置予定管理技術者の技術力及び業務実績について評価する。			
		技術士資格（総合技術監理部門：建設部門（土質及び基礎または道路）または応用理学部門（地質））のいずれかを保有	5点	5点	
		一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（道路部門または地質部門または土質及び基礎部門のいずれか）を保有	3点		
		上記以外	0点		
	業務実績	配置予定管理技術者が、国又は地方公共団体による発注業務のうち、路面下空洞探査車を用いた調査結果の解析業務を履行した実績を評価する。			
		令和5年4月1日以降に国又は地方公共団体において、業務実績がある	5点	5点	
		令和3年度から令和4年度に国又は地方公共団体において、業務実績がある	3点		
		上記以外	0点		
配置予定担当技術者の技術力及び業務実績	資格	・左記の項目については、3名以上の実績表を提出すること。 ・提出された実績表のうち、最も下位の評価となる者の評価点を得点として採用する。			
		配置予定担当技術者の技術力及び業務実績について評価する。			
		技術士資格（総合技術監理部門：建設部門（土質及び基礎または道路）または応用理学部門（地質））のいずれかを保有	5点	5点	
		一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（道路部門または地質部門または土質及び基礎部門のいずれか）を保有	3点		
		上記以外	0点		
	業務実績	配置予定担当技術者のが国又は地方公共団体による発注業務のうち、路面下空洞探査車を用いた庁作家の解析業務を履行した実績について評価する。			
		令和5年4月1日以降に国又は地方公共団体において、業務実績がある。	5点	5点	
		令和3年度から令和4年度に国又は地方公共団体において、業務実績がある。	3点		
		上記以外	0点		
業務実施体制	業務実施体制（円滑に遂行できる人員と体制の妥当性）	本業務の実施にあたり、現地調査、解析、照査等の担当者が明確に設定されており、円滑かつ安全に業務を遂行できる人員と体制になっているかを確認する。			
		スムーズな業務遂行のため、各技術者の役割を検討した上で、適切に配置され、本部や現場、班体制などそれぞれ具体的な実施体制が示されている場合に優位に評価する。	※	10点	
		スムーズな業務遂行のため、保有機材（入札参加時点で検定に合格している路面下空洞探査車）の保有台数について評価する。			
		保有機材の保有台数が10台以上	5点	5点	
		保有機材の保有台数が2～9台	3点		
		上記以外	0点		
業務実施方針	実施方針（目的・条件・内容を理解し、業務特性を踏まえた業務実施方針）	「目的」「条件」「（業務）内容」を理解し、空洞調査の業務特性を踏まえた「業務実施方針」に関する適切な記述が有るかを確認する。			
		仕様書に基づき「目的」「条件」「（業務）内容」が項目ごとに分かりやすく整理され、空洞調査の業務特性を踏まえた「業務実施方針」に関する適切な記述がされている場合に優位に評価する。	※	5点	
	実施手順（業務実施フロー・工程の妥当性）	業務実施フローとして、適切な時期に調査、打合せが設定されているか、無理のない工程で組めているかなどについて記述が有るかを確認する。			
		業務着手から納品までの業務フローが適切で、単なる手順ではなく、調査等の結果を踏まえた判断を用いた手順となっている場合に優位に評価する。	※	10点	
特定テーマ１	①空洞発見精度 空洞発見率の実績	令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体によるコンペなどによる技術評価で実施した試験走行による「空洞発見率」について評価する。			
		空洞発見率が75％以上が5件以上	20点	20点	
		空洞発見率が75％以上が4件	16点		
		空洞発見率が75％以上が3件	12点		
		空洞発見率が75％以上が2件	8点		
		空洞発見率が75％以上が1件	4点		
		上記の実績がない	0点		
	①空洞発見精度 空洞的中率の実績	令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体によるコンペなどによる技術評価で実施した試験走行による「空洞的中率」について評価する。			
		空洞的中率が75％以上が5件以上	20点	20点	
		空洞的中率が75％以上が4件	16点		
		空洞的中率が75％以上が3件	12点		
		空洞的中率が75％以上が2件	8点		
		空洞的中率が75％以上が1件	4点		
		上記の実績がない	0点		
	②受注実績 受注実績件数	令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体のコンペなどによる技術評価で実施した試験走行による、本業務と同規模程度以上の路線長かつ道路の路面下空洞探査車を用いた調査結果の解析業務の契約を元請として受注した受注実績件数について評			
		受注実績件数が9件以上	20点	20点	
		受注実績件数が7～8件	16点		
		受注実績件数が5～6件	12点		
		受注実績件数が3～4件	8点		
		受注実績件数が1～2件	4点		
		上記以外	0点		
特定テーマ２	今後の陥没予防に向けた計画策定について	空洞の発生原因の特定を正確に行うため、どのような知識やノウハウを持ち、工夫を行っているかを確認する。			
		空洞の発生原因の特定方法に関する考え方について、自社独自の工夫及び解決方法などが適切かつ論理的に整理されている場合に優位に評価する。	※	10点	
		空洞の発生原因の特定根拠について、周辺環境や占用埋設物等に関する具体的な留意点が記述されている場合に優位に評価する。	※	10点	
特定テーマ３	空洞の発生箇所の補修方法の選定について	調査にて空洞と確認した箇所に対して、周辺環境や空洞の深さや広がりに応じた補修方法の選定を行うため、どのような知識やノウハウを持ち、工夫を行っているかを確認する。			
		空洞の発生箇所の周辺環境や空洞の深さや広がりに応じた適切な補修方法の内容が記述されている場合に優位に評価する。	※	10点	
合　計			140点	140点	